

生駒市介護職員等職員永年勤続表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、市内の介護事業所等に勤務する介護職員等に勤務する介護職員等であって、多年にわたり職務に精励した者を市長が表彰することにより、当該職員を慰労するとともに他の介護職員等の勤務意欲を高め、もって介護職員等の定着率の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は次に掲げるところによる。

- (1) 介護事業所等 別表左欄に掲げる事業を行う事業所等をいう。
- (2) 介護職員等 別表右欄に掲げる従事者をいう。

(表彰の対象者)

第3条 表彰は、市内の介護事業所等に従事する介護職員等のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 表彰が行われる年度の4月1日を基準日として、基準日以前に介護事業所等に勤務した期間が、通算して15年以上であること。
- (2) 過去に生駒市介護職員等職員永年勤続表彰による表彰を受けていないこと。

(欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が不適切と認める者

(表彰の実施時期)

第5条 表彰は、ケアリンピック生駒開催年に行うことができる。

(被表彰者の推薦)

第6条 介護事業所等の管理者は、第3条各号に掲げる要件に該当する者がいるときは、表彰候補者推薦書(別記様式)により、市長の定める日までに市長に推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 市長は、前条の規定による推薦があったときは、表彰の決定をケアリンピック生駒実行委員会に付託する。

(表彰の方法)

第8条 市長は、第7条の規定により表彰することを決定した者に対して、表彰状を贈呈して表彰を行うものとする。この場合において、記念品を添えることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

別表（対象となる介護事業所等一覧）

	サービスの種別	介護事業所等の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
2	指定居宅サービス関係	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 特定施設入居者生活介護事業所 福祉用具貸与事業所
3	指定介護予防サービス関係	介護予防訪問入浴介護事業所 介護予防訪問看護事業所 介護予防訪問リハビリテーション事業所 介護予防通所リハビリテーション事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所療養介護事業所 介護予防特定施設入居者生活介護事業所 介護予防福祉用具貸与事業所
4	指定地域密着型サービス関係	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5	指定地域密着型介護予防サービス関係	介護予防認知症対応型通所介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
6	指定居宅介護支援関係	居宅介護支援事業所
7	指定介護予防支援関係	地域包括支援センター